

## 業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点 [2026 年 7 月 15 日開催（信託協会との意見交換会）]

### 1. 不正利用口座の情報共有枠組み創設に伴う犯罪収益移転防止法施行規則 の公布等について

- 「国民を詐欺から守るための総合対策 2.0」（2025 年 4 月 22 日犯罪対策閣僚会議決定）において、預金取扱金融機関間で不正利用口座に係る情報を共有する枠組みの創設について盛り込まれたことを踏まえ、預金取扱金融機関が不正利用口座に係る情報共有を行い、犯罪収益移転防止のために必要な措置を講じるよう努めること等を「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則」及び監督指針に規定するための改正を行い、2026 年 6 月 26 日に公布・公表した。
- 施行及び適用は、実際に不正利用口座に係る情報共有が開始される 2027 年 4 月 1 日である。
- 口座不正利用対策に抜け穴が生じないよう、原則としてすべての預金取扱金融機関が情報共有枠組みに参加するとともに、各金融機関が有する不正利用口座に関する正確な情報を速やかに提供し、かつ、ほかの金融機関から提供を受けた情報を速やかに整理・分析して適切なリスク低減措置を講じることが強く期待される。

### 2. 「マネー・ローンダリング等及び金融犯罪対策の取組と課題（2026 年 7 月）」の公表について

- 2026 年 7 月 3 日、「マネー・ローンダリング等及び金融犯罪対策の取組と課題（2026 年 7 月）」を公表した。
- マネー・ローンダリング（以下、マネロン）等対策については、2024 年 3 月末の態勢整備期限を過ぎて、ほぼ全ての金融機関において基礎的な態勢整備を完了しており、金融活動作業部会（FATF）第 5 次対日相互審査も見据え、直面するリスクに応じて継続的に態勢を高度化することが重要である。金融庁も、2025 事務年度より検査等において各金融機関における有効性検証の取組状況を確認してきたところであり、本レポートでは確認された課題事例等について紹介している。

- 金融犯罪対策については、被害状況が年々、深刻な状況となっている中、金融機関においては、ほかの金融機関や警察との情報共有・連携が重要となっており、こうした連携に係る取組等について記載している。
- 各金融機関においては、本レポートも参考に、自らのマネロン等対策・金融犯罪対策の高度化に取り組んでいただきたい。

### 3. リスク性金融商品の販売・組成会社による顧客本位の業務運営に関する モニタリング結果について

- 顧客本位の業務運営のモニタリングについて、2024 事務年度までは、個別商品の態勢面を着眼点としてモニタリングを実施してきたところだが、2025 事務年度は、顧客本位に基づく金融商品販売を実践するための態勢が構築されているかを中心に態勢全般という大きな枠組みで実態把握（※1）を行った。

（※1）経営理念を出発点として、リテールビジネス戦略・取組方針・リソース配分・業績評価体系といった一連の枠組みが全て整合的に策定され、実効的に機能しているか、経営陣の主体的な関与の下で、PDCA サイクルを通じて顧客本位に基づく金融商品販売を実践する態勢等が構築されているかといった観点から実態を把握した。

- モニタリング手法を変えた背景は、投資信託の回転売買（2019 事務年度）や外国株式の短期売買（2024 事務年度）など、金融庁が過去に提起したものと同様の課題が商品を変えて発生しており、こうした課題が繰り返し発生している原因は、課題の根本原因を追及する検証や、その根本原因を解消するための施策の策定・実行が十分になされていないなど、抜本的な態勢の改善に向けた取組が十分に行われていない可能性があるのではないかと考えたためである。
- 長期的な視点で顧客に付加価値を提供することが、ひいては金融機関の持続可能なビジネスモデルの構築につながると考えており、経営陣においては、各金融機関が目指す金融商品販売を通じた顧客への付加価値の提供が十分になされているのかについて深度ある検証を行うなど、今後、公表予定の当該モニタリング結果（※2）も参考にしつつ、顧客本位の業務運営の進展に向けて、リーダーシップを発揮して取り組んでいただきたい。

（※2）リスク性金融商品の販売・組成会社による顧客本位の業務運営に関するモニタリング結果

#### 4. インパクトコンソーシアム in person 2026 の開催について

- 金融庁及び経済産業省が事務局を務める「インパクトコンソーシアム」では、インパクトの創出を図る投融資を有力な手法・市場として確立し、社会的課題の解決と企業価値向上を目指す事業を推進していくため、投資家・金融機関・企業・NPO・地方公共団体等の幅広い関係者で議論を進めてきた。
- 本コンソーシアムにおいて、この1年間で行ってきた活動の成果を発表するとともに、インパクトの裾野を広げ、案件組成を加速させていく観点から、パネルディスカッションや展示ブース設置、ネットワーキングも実施した、「インパクトコンソーシアム in person 2026」を2026年6月19日に開催した。
- 本コンソーシアムのウェブサイトにて、活動の成果を公表しているので、インパクト投資の担い手となり得る各金融機関にも御一読いただき、コンソーシアムへの参加も含め、積極的に御関与いただくことを期待したい。

(参考) インパクトコンソーシアム

<https://impact-consortium.fsa.go.jp>

#### 5. 2026年5月G7財務大臣・中央銀行総裁会議

- 2026年5月18日から19日に、フランス・パリにおいてG7財務大臣・中央銀行総裁会議が開催された。会合後に発出された共同声明における金融関連の主な内容を御紹介する。
  - ・ まず、経済成長を支える安定的で強靱な金融セクターへの強いコミットメントが再確認された。
  - ・ 金融犯罪との闘いに対するグローバルな基準設定主体としてのFATFの重要な役割が再確認されると共に、FATF加盟国及びグローバルネットワークによるFATF基準の効果的かつ適時の実施が求められた。
  - ・ 異常気象に関しては、地理的条件や保険の対象範囲などに応じ、国・地域ごとに異なり得る異常気象の経済・金融上の影響の評価に留意すると共に、頑健で粒度の細かいデータの入手可能性の確保、金融リテラシーの向上、リスク予防への投資、保険会社に対するリスクベースの規制と監督の維持、民間市場の能力強化の支援の重要性が強調された。

- ・ ノンバンク金融仲介（NBFI）に関しては、資本配分を改善し、資金源を多様化させる一方で、潜在的な脆弱性をもたらし得ることが認識されたと共に、プライベートクレジットの生態系における業界の発展と潜在的なリスクには、継続的なモニタリングが求められることが示された。
- ・ サイバーセキュリティに関しては、サイバーリスクが進化を続け、世界の金融システムの強靱性に対する課題となっている中、共有された対応能力を更に強化し、金融セクターの備えを一層向上させるために、具体的な行動をとることにコミットされた。

○ その後、6月15日から17日にもフランス・エヴィアンにてG7首脳会議が開催された。引き続き、各金融機関の意見もよく伺いつつ、国際的な議論に貢献したい。

## 6. 現下の国際情勢を踏まえた対応について

○ 不確実な中東情勢が依然継続する中、各金融機関においては、

- ・ 中東情勢がサプライチェーンを通じて事業者に与える影響を十分に注視しつつ、
- ・ 先般の要請文の趣旨も踏まえて、事業者の資金繰りに重大な支障が生じることのないよう、事業者に寄り添った対応を徹底するとともに、事業者の抱える経営課題を先送りせず、支援機関を含む関係者との連携の下、個別の実情を踏まえたきめ細やかな事業者支援に取り組むよう、

改めてお願いしたい。

## 7. 「障がい者団体と金融機関関係団体との意見交換会」に係る議事概要等の公表について

○ 2026年3月11日、金融庁にて「障がい者団体と金融機関関係団体との意見交換会」を開催。各障がい者団体から、「ATM・新システム開発等の際に、障がいを持つ当事者や専門家の意見を取り入れていただきたい」「代筆・代読について職員全体への理解・啓発を行うとともに、窓口到手話・筆談マーク等の案内表示をしていただきたい」「電話リレーサービスの更なる普及をお願いしたい」といった意見・要望が出された。

- 4月20日、意見交換会の議事概要等を金融庁ウェブサイト公表しているので、参考にいただき、一層、障がい者に配慮した取組を進めていただきたい。

## 8. 特定回収困難債権買取制度等の活用促進について

- 2011年5月の預金保険法改正により、債務者又は保証人が暴力団員である等の特定回収困難債権、いわゆる反社債権の買取りを預金保険機構が行う「特定回収困難債権買取制度」が導入された。
- 制度開始以降、2026年6月末までに、金融機関101先から累計348件、約115億円の債権買い取りを決定しており、多くの金融機関に本制度を積極的に活用していただいているが、各金融機関においては、引き続き反社会的勢力との関係遮断に努めていただくとともに、仮に、反社債権の保有が判明した場合には、積極的に本制度の活用を検討していただきたい。
- なお、特定回収困難債権の買取・回収業務は預金保険機構から委託を受けた整理回収機構（RCC）が行っているが、RCCでは債権の買取・回収業務以外に、地域経済活性化支援機構や中小企業活性化協議会では対応困難な事業再生案件への支援にも注力している。各金融機関においては、RCCの事業再生支援制度の活用も選択肢の一つとして検討していただきたく、併せて周知する。

## 9. 株式会社全東信の破産手続開始を踏まえた対応について

- 株式会社全東信の破産手続開始の影響を受け、事業者の資金繰りに重大な支障が生じることのないよう、2026年7月10日に、関係省庁連名により、事業者に寄り添ったきめ細やかな資金繰り支援の徹底等に向けた要請を発出した。
- 各金融機関においては、本要請の趣旨を踏まえ、事業者への対応に万全を期していただくようお願いしたい。

（以 上）